

## 入試調査部会要綱

(設置)

第1条 横浜市立大学アドミSSION会議規程第3条第4項第3号に基づき、「入試調査部会」(以下「部会」という)を置く。なお、部会は学部・学科、研究科ごとに分科会として開催することができる。

(目的)

第2条 部会は学部入試、研究科入試のあり方の検討やその改善に向けた取組みを行うことを目的とする。

(組織)

第3条 部会の責任者はアドミSSIONズセンター長とする。

(部会員)

第4条 部会の部会員は、事項に応じアドミSSIONズセンター長が指名する者とする。

(所掌事項)

第5条 部会の所掌事項は以下のとおりとする。

- (1) 学部・学科、研究科の入試制度に関すること。
- (2) 学部・学科、研究科の中長期的な入学試験問題出題のあり方に関すること。
- (3) 学部・学科の推薦指定校選定に関すること。
- (4) その他、今後の入試制度全般に関すること。

(会議の招集等)

第6条 部会はアドミSSIONズセンター長が招集し、議長となる。但し、研究科においてはアドミSSIONズセンター長が招集し、研究科長が議長となる。

(事務局)

第7条 部会の事務局はアドミSSION課が担当する。

(改廃)

第8条 本要綱の改廃はアドミSSION会議において承認を得なければならない。

(委任)

第9条 その他、部会の運営に必要な事項はアドミSSIONズセンター長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成23年7月1日より施行する。